

<p>奈良市</p> <p>手をつなぐ親の会だより</p>	NO 370	令和元年6月14日(金)
	発行	奈良市手をつなぐ親の会
	会長	小西 英玄
	所在地	〒631-0801 奈良市左京5-3-1 奈良市総合福祉センター内
	Tel 0742-71-0770	http://naraoyanokai.info/

総会、無事終わりました。ありがとうございました。

令和元年が始まります。
平成最後の理事の方、ご苦労さまでした。
令和最初の理事の方、よろしくお祈りします。



今回の総会、日程も変更して、新しい試みを考えました。親の会規模だから出来る総会を考えました。オープン参加型の総会です。

奈良市の福祉がさらに充実する事を願っての試みでした。

そして、行政施策策定時のアンケート調査では出てこない、届きにくい“生”の声を知って欲しかったのです。

それぞれのご家庭にあったオーダーメイドの福祉を行うためにサービス等利用計画があるのです。知的障害をもつ私たち子どもたち。本来障がい者の“生き辛さ”を解消するために、法律、政令 省令、条例があるべきが、障がい者の生活を逆に抑制している事実もあります。

障がい者の“生き辛さ”を解消するために、各相談事業所は「法律、政令 省令、条例」の範囲の中で、障がい者の“生き辛さ”を解消するための支援をプランニングして、福祉現場が実行します。個別支援計画に則して。

でも、「法律、政令 省令、条例」の理解が異なれば、地域間格差、事業所間格差が生じます。そして、地域が育っていなければ、「法律、政令 省令、条例」を活かすことが出来ません。

福岡寿氏(長野県自立支援協議会会長)の言葉を借りるなら、「小さなケアマネ」「大きなケアマネ」の必要性です。

「小さなケアマネ」は一人ひとりの相談に応じケアマネジメントの手法に基づいて支援していく直接的対人援助で、主として、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所での業務といえます。

「大きなケアマネ」は一人ひとりの相談から見えてくる地域課題に対して自立支援協議会などを活用して解決を図り、資源開発などを行う取り組みの事です。主として基幹相談支援センターの業務が「大きなケアマネ」といえるでしょう。

この様な、体制を整備しなければ、障がい者の“生き辛さ”を解消することはできません。

総会の席で、ご来賓の元奈良県手をつなぐ育成会理事長の小西藤司先生から

「お母さんは我が子のことにはもっとわがままであって欲しい」とのエールを頂きました。

親が妥協をしまえば、障がいをもつ我が子達の生活の質は確保できません。

その為にも、再度「仲川市長の講話及び意見交換」を実現しましょう。